

世田谷区再エネ切替補助金制度に基づく電気料金割引【詳細】

対象

世田谷区(以下、「区」とします)に居住する個人で、区内の居宅において、再エネ電力ではないメニューからみんな電力(以下、「当社サービス」とします)の対象プランに切り替える契約であること。

対象期間

2025年12月1日(月)～2026年2月28日(土)の期間内に契約を開始すること。

適用方法

当社サービスサイトのお申し込みフォーム「備考」欄へ、専用のコード **setagaya2025** を記入したお客さま。

※必ず「半角英数字」にてご入力をお願いいたします。

※お客さまご自身で区への補助金申請手続きは“不要”です。

対象条件

以下の条件をすべて満たしたお客さまが、当社サービスが適用する「世田谷区再エネ切替補助金制度※1に基づく電気料金割引」(以下、「補助」とします)の対象となります。

- 対象期間中に、補助対象プラン(下記参照)をお申し込みいただいたお客さま
- お申し込みから2026年2月28日(土)までに電気の供給が開始されたお客さま
- 区が実施する再エネ電力の切り替えに係る補助金等を受けたことがなく、かつ、補助事業に係る電気料金の割引又はポイントの還元等を受けたことがないお客さま※2
- 前号の規定に反しお客さまが補助事業に係る電気料金の割引又はポイントの還元等を不正に受領した場合、当社より返還請求を求めるについてご同意いただけるお客さま
- 前号に係る実態調査のため、区からアンケート協力を求めることがあることについて、ご同意いただけるお客さま
- 区へ氏名、生年月日、住所、供給地点特定番号を提供することについてご同意いただけるお客さま
- 電気の供給開始日から1年以上継続してご利用いただけるお客さま
- 区内に居住していること
- 現在契約している電力プランが再エネではないこと

※1 UCHIKARAプロジェクトの一環として、区内における再生可能エネルギー100%電力の推進を図るため、小売電気事業者がそれぞれの持ちうる強みを活かし、区民へ再エネ電力を販売促進することを補助する事業。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

※2 過去に区及び各小売電気事業者が実施したキャンペーンは[こちら](#)をご覧ください。

対象地点

対象となる契約は、区内に居住する個人で、区内の居宅において再エネ電力に切り替えた地点のみとする。また、対象期間中に区外から区内に転居されて、その時に再エネ電力に切り替えた地点も対象とする。

対象となるプラン

「プレミアム 100 プラン」「エポスプラン」「アーティスト電力プラン」及び今後新たに提供するプランのいずれか。

対象外のプラン

上記以外のプラン（みんなのプラン、スタンダードプラン、旧エポスプラン等）

補助内容

契約開始後、最初に確定した電気料金請求額から毎月 1,250 円（税込）を 12 カ月間適用し、合計で 15,000 円（税込）の電気料金割引いたします。割引金額が 1 カ月の電気料金を上回る場合、差し引いた金額は翌月の電気料金に繰り越して割引いたします。

補助の対象とならない場合

- 2026 年 2 月 28 日（土）までに電気の供給が開始されなかった場合
- 電気の供給開始前に当社サービスのご利用をキャンセルされた場合
- 本特典適用期間中に当社サービスを解約または退会し、他社のサービスをご利用となったお客様が、当社サービスへ再度お申し込みした場合
- その他、当社が不正なお申し込みと判断した場合

その他注意事項

- お客さまが区の補助事業に係る電気料金の割引又はポイントの還元等を不正に受領した場合、当社より返還請求を求める場合があります。
- 補助は 1 世帯 1 回となります。そのため、区内の複数地点を申し込んだ場合、補助が適用されるのは 1 地点のみとなります。尚、補助を付与する地点をお選びいただくことは出来ません。
- 補助適用期間中に解約された地点については、最後の電気料金請求額に適用後、補助の権利は消滅いたします。
- 他社から当社サービスに電力契約を切り替える際、原則、検針日を基準に切り替えを行うため日付指定は出来ません。

本件に関する問い合わせ先

UPATER・みんな電力 カスタマーサポートセンター

お問い合わせフォーム：<https://portal.minden.co.jp/contact/guest>

電話：03-6277-5441 [受付時間] 10:00～18:00 (1 月 1 日休業)